

別表

助成区分	事業内容	助成対象経費	助成額	摘要
I 海外商談等活動	海外における商談、店舗等での販売促進活動に要する費用	◇国内交通費（公共交通機関利用のみ） ◇航空運賃 ◇現地交通費・宿泊費 ◇通訳雇用経費	上限75千円, 10/10以内	
	その他、福島県貿易促進協議会長が必要と認める費用（ただし、出品物運送料は除く）		※会員あたり、年度中1回限りとする。	
II 展示会・見本市等出展	①輸出実績のない事業者が輸出に取り組むため、国内外で開催される展示会・見本市等に 出展する費用 ②輸出先として取引実績のない国・地域で開催される展示会・見本市等に 出展する費用	◇展示会・見本市等出展料 ◇資材費・資材作成経費	上限50千円, 10/10以内  ※会員あたり、年度中1回限りとする。	・「I 海外商談等活動」と一体的に活用できるものとする。 ・県等が出展料の一部を負担する展示会・見本市に出展する場合は、展示会で使用する資材費・資材作成経費のみ助成対象とする。（出展料は対象外）
III 認証取得、法規制等対応	①ハラール、コーシャ、HACCP等の認証・認定等取得に関する費用	◇認証・認定制度等の認証・認定料 ◇認証・認定等の取得に必要な従業員研修等の費用 ◇認証・認定等の審査のための費用 （審査職員の旅費、審査時の通訳費用等） ◇認証・認定等の取得に必要な申請書類等の作成費用 ◇認証・認定等の更新費用 （ただし、新規取得後、最初の更新に限る。）	上限100千円, 10/10以内	・対象となる費用は、県内に所在する工場、店舗、宿泊施設等に係るものに限る。 ・「認証・認定料」及び「更新費用」とは、認証・認定等の新規取得及び最初の更新時に認証・認定等団体に支払う費用をいい、設備更新・改装費、職員雇用経費などは含まない。
	②新たな輸出先となる国・地域の法規制等への対応に関する費用	◇輸入事前登録制度等への対応のための費用（登録料、手数料、自社資料翻訳料） ◇食品添加物規制、栄養成分表示義務等への対応のための費用（検査・成分分析表作成料、証明書発行手数料、ラベル作成費用）	※会員あたり、年度中、①②どちらか1回限りとする。  ※①の取組については、認証・認定新規取得、または認証・認定の最初の更新どちらか一方のみとする。	・対象となる費用は、現地の法規制及び商習慣において高い必要性が見込まれるものとする。（輸出入事業者等が独自に要求するものは対象としない。）
	③その他、①②に類するものとして福島県貿易促進協議会長が必要と認める費用			